

# 日立市学校運営協議会に係るQ & A



令和7年4月1日版

## Q 1

学校運営協議会とは、何ですか？  
コミュニティ・スクールとは、何ですか？

## A 1

法律に基づき保護者や地域住民などの教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関の事です。  
学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。  
学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に基づいた仕組みです。

## Q 2

学校運営協議会制度導入の目的は、何ですか？

## A 2

保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進するとともに、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図る事です。

## Q 3

全国の学校運営協議会制度の導入状況は、どうなっていますか？

## A 3

全国の学校（園）において導入が進んでいます。  
令和6年5月1日現在、全国で20,153校（園）が設置しています。

## Q 4

地域学校協働活動とは何ですか？

## A 4

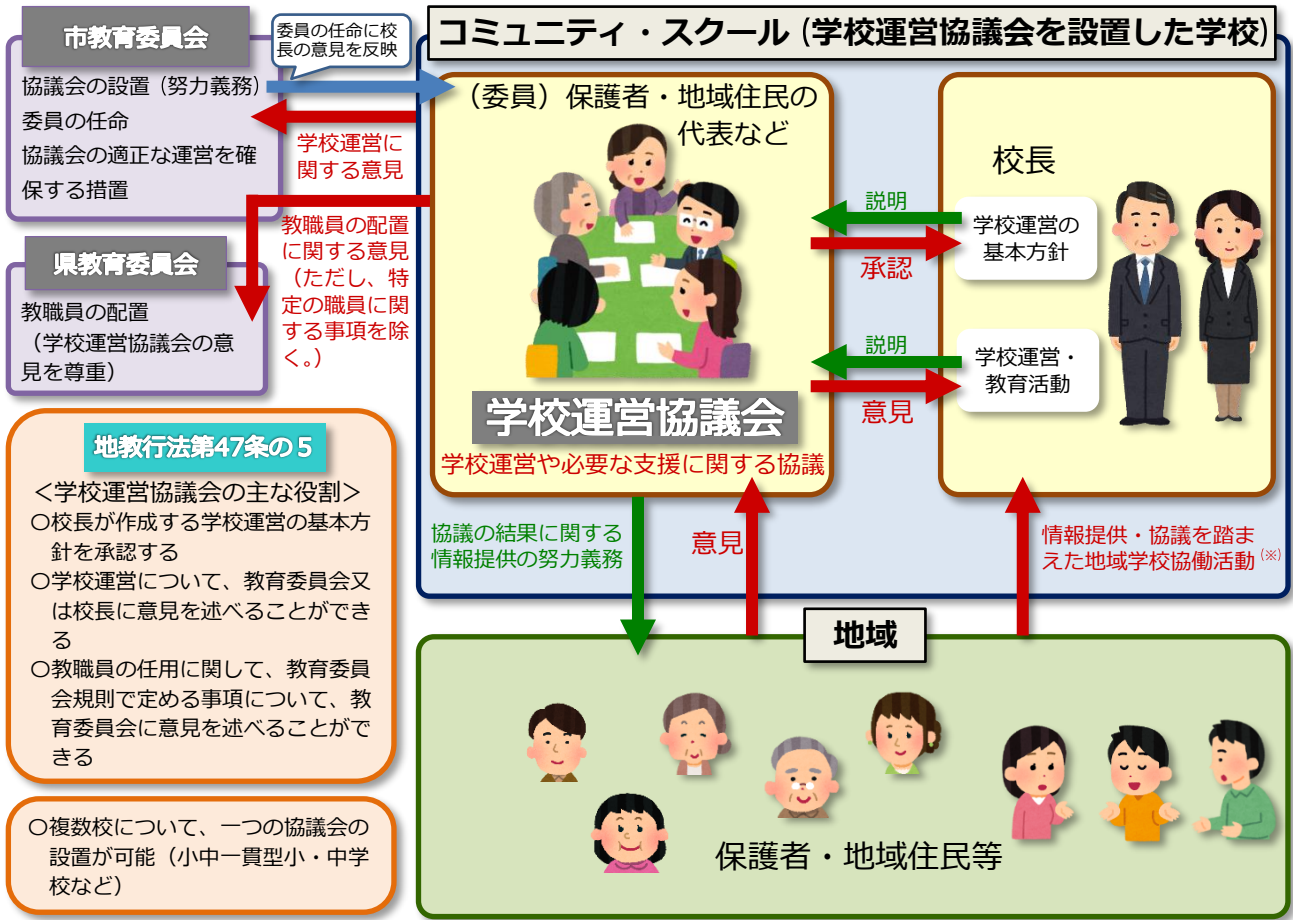
地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動の事です。詳しくは、社会教育法第5条第2項に規定されています。

## Q 5

日立市における学校運営協議会制度の仕組みを図にすると、どのような図になりますか？

A 5

仕組みを図にすると、次の図のようになります。



Q 6

日立市における令和元年度までの取組は、どうなっていますか？

A 6

(1) 国の動向

平成29年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、学校運営協議会の設置を努力義務とすることなど、学校運営協議会設置の促進のために必要な制度の見直しが行われました。

(2) 日立市の取組

ア 平成26年度から学校運営協議会制度の調査研究を始め、平成28年度までに行政、学校、保護者、地域の合同研修会を実施して導入に向けた検討を行いました。

イ 平成29年度から学校運営協議会制度について検討するためのモデル校を導入し、令和元年度には、学校運営協議会を試行設置しました。

年度	学校
平成29年度	会瀬小、駒王中（計2校）
平成30年度	会瀬小、駒王中・宮田小・中小路小、中里小・中里中、塙山小、豊浦小、豊浦中（計9校）
令和元年度	全小学校及び駒王中、中里中、豊浦中（計28校）

ウ 会議では、学校運営の基本方針の承認や、学校と地域が連携・協働した取組のほか、相互の課題の共有と、その解決についても話し合っています。

エ 成果及び課題

学校運営協議会の試行設置によって、教育の当事者としての学校、保護者、地域の役割が明確になるとともに、それぞれが責任をもって教育に携わろうとする意識が高まりました。

一方、これまで明らかになった課題については、会議の回数や時間帯などの会議の持ち方、委員構成や人数のほか、それぞれの学校と地域がともに目指す「育てたい子どもの姿」についての話し合いが深まっていないこと、会議の日程や、地域との取組内容などの連絡調整方法などが挙げられています。

Q 7

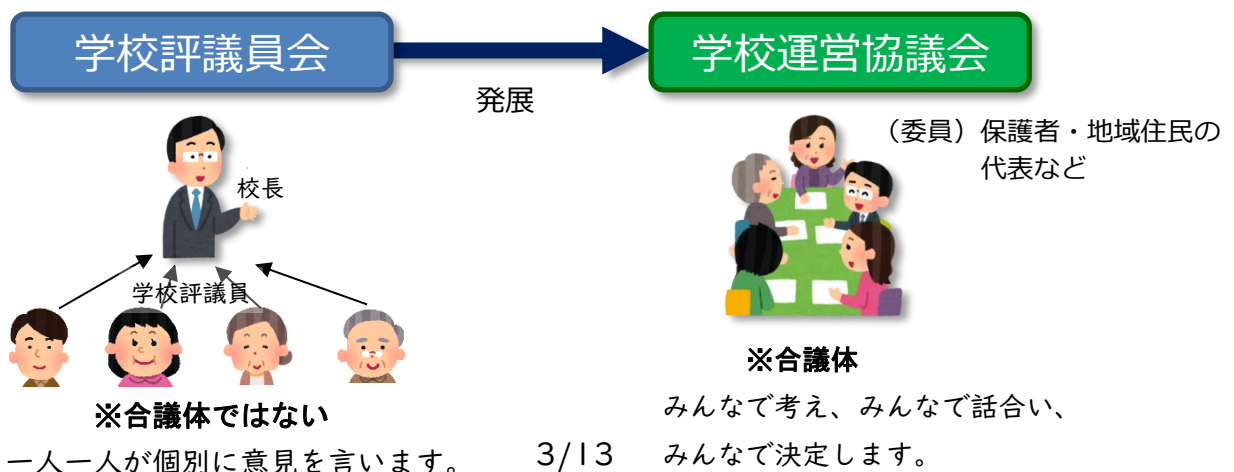
令和2～6年度の取組は、どうなっていますか？

A 7

令和2年度には、これまでの取組を拡充し、全小・中・特別支援学校に学校運営協議会を試行設置しました（計41校）。また、令和3年度からの法律に基づいた学校運営協議会の設置に向け、上記の成果及び課題を踏まえて考え方を整理した上で学校運営協議会規則を制定するとともに、委員報酬等の予算措置について決定しました。さらに、関係者への周知を随時行うとともに、各学校や地域の様々な背景や特徴を踏まえ、地域の実情に合ったものとなるよう各取組を進めました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
小学校	会瀬 (モデル校設置)	会瀬、宮田、中小路、 中里、塙山、豊浦 (モデル校設置)	全校 (試行設置)	全校 (試行設置)	全校 (法律に基づいた設置)
中学校	駒王 (モデル校設置)	駒王、豊浦、中里 (モデル校設置)	駒王、豊浦、中里 (試行設置)		
日立特別支援学校	—	—	—		

令和3年度からは、学校評議員会を発展させた学校運営協議会を全小・中・特別支援学校に設置しました。また、学校と地域がともに目指す「育てたい子どもの姿」の実現に向けて、学校運営とその運営に必要な支援に関する協議をしました。



令和4年度は、地域学校協働活動推進員の役割や学校運営協議会と地域学校協働活動の連携・協働による一体的推進などについての理解を深めました。

令和5年度は、「熟議、協働、マネジメント」の活性化と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置・活用を図り、学校運営協議会における協議内容の深まりと地域・学校の連携・協働による地域全体で子どもたちの学びと成長を支える活動のさらなる充実を図りました。

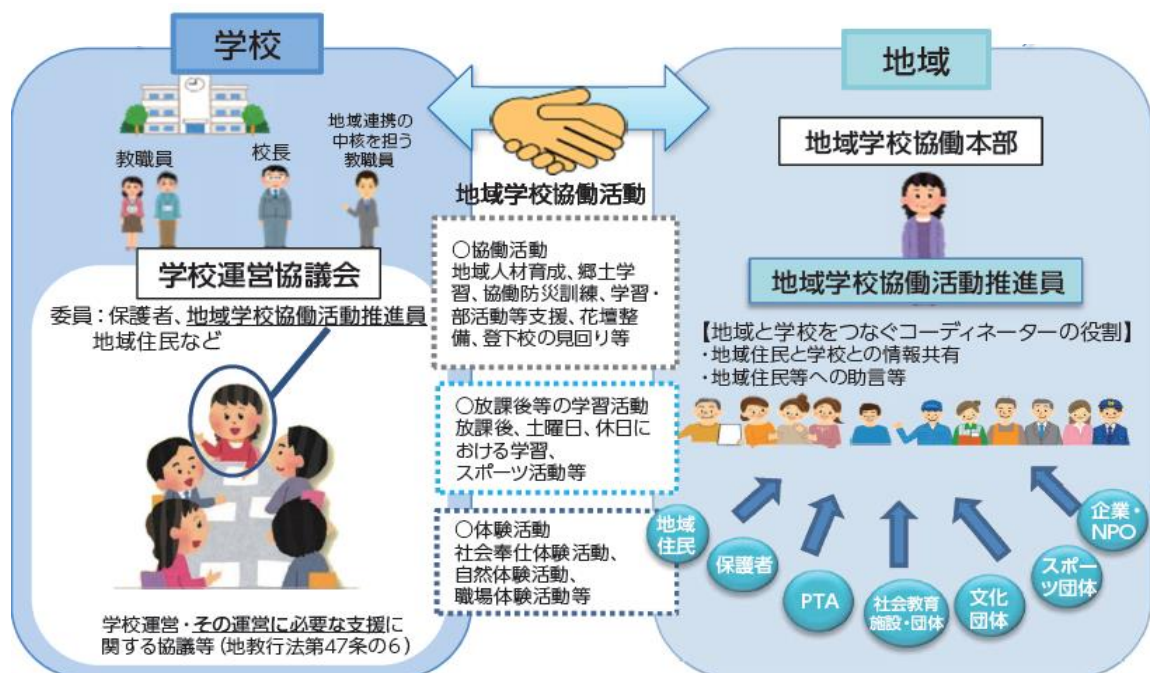
令和6年度は、すべての学校運営協議会で地域学校協働活動推進員を配置し、「学校運営に関する協議」「学校運営への必要な支援に関する協議」「学校と地域住民等との連携・協力の促進などに関する協議」、「子どもや学校の抱える課題の解決及び学校や家庭及び地域における教育課題の解決のための協議」「未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長に必要な支援についての協議」「学校関係者評価についての協議」などを通して、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくり、地域づくりに向けた具体的な取組や支援について話し合うことができました。

## Q 8

令和7年度の取組は、どうなっていますか？

## A 8

令和7年度からも、学校運営協議会の機能の活用を継続し、「社会に開かれた教育課程の実現」を一層進めていきます。「どんな子どもを育てたいか」、「どんな学校にしたいか」、「どんな地域にしたいか」など、学校・地域の課題・願いを共有し、熟議の活性化と対話に基づく目標づくりに力を入れることで、すべての人にとって価値ある目標の設定・共有を行います。学校づくりと地域づくりを意図的・計画的・継続的に推し進めるためには、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」をつなげて好循環を生み出す軸(シャフト)としての「社会に開かれた教育課程の実現」が重要です。地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の活用を通して、学校運営協議会と地域学校協働活動のさらなる一体的推進を目指します。



## Q 9

学校評議員制度と学校運営協議会制度の違いは、何ですか？

## A 9

これまでの学校評議員制度では、評議員一人一人が個別に校長へ意見を述べる仕組みでした。この**学校評議員制度を発展**させ、学校運営協議会制度をつくりました。

学校運営協議会制度では、学校運営協議会委員が学校の課題や目標を**共有**し、学校運営について**合議制**による話し合いを行います。学校と保護者・地域住民等が**連携・協働**し、子どもたちの学びや成長を支えます。

具体的には、**学校評議員で合議体**をつくり、**学校評議員の方をそのまま学校運営協議会の委員として任命**することにより、学校運営協議会へ発展させました。

## Q 10

学校が行うことは、どんなことですか？

## A 10

現在のところ、学校運営協議会に係る庶務も含め、次のことです。

- ・校長が、学校運営協議会委員を推薦します。
- ・校長が、教育目標、学校経営、教育課程の編成に関することについて基本の方針を作成し、学校運営協議会で承認を得ます。
- ・学校運営協議会の会議日程の調整、学校運営協議会に係る資料の作成、議事録の作成と管理、学校運営協議会の協議結果に関する情報の広報事務等などの庶務を処理します。
- ・学校評価を実施する際、学校運営協議会を学校関係者評価委員会として活用します。

## Q 11

コミュニティ単会が行うことは、どんなことですか？

## A 11

新たに始めなければならない活動があるわけではありません。基本的には、1つの学校に1つの学校運営協議会が設置されます。(相談によって、複数校に1つの学校運営協議会が設置されるときもあります。)これまでどおり、可能な範囲で学校運営協議会に協力をしてください。

## Q 12

令和7年度始めのスケジュールは、どのようにするとよいですか？

## A 12

令和3年4月に法律に基づいた学校運営協議会が設置されました。教育委員会は、必要に応じて学校及びコミュニティ単会等を訪問するなど、学校運営協議会の組織及び運営に係る支援を行います。

	予定	委員等
令和7年 1月～3月	令和6年度 第〇回学校運営協議会 ・それぞれの学校と地域でどのような子どもを育てていくのかについてよく話し合い、目標を共有します。	<法律に基づいた学校運営協議会委員> 対象学校ごとに10人以内(任期1年:再任は3回まで) 任期は当該任命の日の属する年度の末日まで
令和7年 4月～	令和7年度 ・学校運営協議会の委員を推薦します。 ・学校運営協議会の組織が固まり次第、学校運営協議会を開催します。 第1回学校運営協議会 ・教育目標、学校経営、教育課程の編成に係る基本的方針について承認を得ます。 ・それぞれの学校と地域がともに目指す「育てたい子どもの姿」について決定します。	<法律に基づいた学校運営協議会委員> 対象学校ごとに10人以内(任期1年:再任は3回まで) 任期は当該任命の日の属する年度の末日まで

### Q13

学校運営協議会には、どんな機能がありますか？



### A13

主な機能として、次の3つが挙げられます。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
  - (1) 学校運営の基本方針の承認については、学校運営協議会会長が委員の意見を取りまとめて承認を行うこととなります。具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。
  - (2) 上記③について、日立市では、特定の職員の任用に関する事項を除くことが日立市学校運営協議会規則第5条で定められています。
  - (3) 学校運営協議会の協議において、当該学校での解決が難しいと判断される事案が生じ、教育委員会へ当該学校運営協議会としての意見を申し出る必要があるときには、

所定の様式を用いて「学校運営協議会意見書」を提出します。

学校運営協議会から提出された意見については、教育委員会内で対応を協議し、口頭もしくは書面にて担当から回答するとともに解決に努めます。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとし、校長は、毎年度、教育課程の編成に関すること及びこれらの事項に係る基本的方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校経営に関すること。
- (3) その他対象学校の運営に関し教育委員会が必要と認めること。

2 前項の承認が得られない場合、校長は、協議会の意見を踏まえて暫定的な方針を定め、前項の承認が得られるまでの間、これに基づき学校運営を行う。

(校長の意見聴取)

第4条 協議会は、法第47条の5第6項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べる場合、又は同条第7項の規定に基づき対象学校の職員の任命権者に対して意見を述べる場合は、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取する。

(職員の任用に関する意見)

第5条 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象学校の運営の基本的な方針の実現に資するための職員の任用に関すること  
(特定の職員の任用に関するものを除く。次号において同じ。)
- (2) 対象学校の教育上の課題解決に資するための職員の任用に関すること。

「教育委員会への意見の申出」を行う際の意見書様式例

日立市立〇〇〇〇学校	学校運営協議会意見書	提出日	令和	年	月	日
意見内容						
1	.....					
2	.....					
上記内容の意見を日立市教育委員会へ申し出ます。						
日立市立〇〇〇〇学校 学校運営協議会 会長 ○ ○ ○ ○						

Q14

学校運営協議会では、どんなことを話し合いますか？

## A14

想定される学校運営協議会における協議事項等例を示しますので、参考にしてください。  
 なお、「令和3～6年度学校運営協議会制度推進事業に係る実践報告」に、具体的な実践例がありますので、参照してください。

	学校運営協議会における協議事項等	学校が主に行うこと、庶務等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営の基本方針の承認を行います。</li> <li>学校と地域がともに目指す「育てたい子どもの姿」について決定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会委員を推薦します。 (4月11日(金)まで)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育活動を参観します。</li> <li>教育活動に参画します。</li> <li>教育活動内容について協議します。</li> <li>学校運営に関する協議をします。</li> <li>学校運営への必要な支援についての協議をします。</li> <li>学校と地域住民等との連携・協力の促進などに関する協議をします。</li> <li>子どもや学校の抱える課題、学校や家庭及び地域における教育課題の解決のための協議を行います。</li> <li>未来を担う子どもたちの豊かな成長に必要な支援についての協議を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会の事業計画を立案します。 (4月30日(水)まで)</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会が実施されたときに、教育委員会へ実施報告書を提出します。 (実施後1週間以内)</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な場合には、教育委員会への意見書を提出します。</li> </ul>
8月		
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度の学校運営協議会について準備します。</li> </ul>
10月		
11月		
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者評価について協議します。</li> <li>次年度の学校運営の基本方針について協議します。</li> </ul>
1月		
2月		
3月		

## Q15

- 学校運営協議会委員の定数は、何人ですか？
- どのような人が学校運営協議会委員に選ばれますか？
- 学校運営協議会委員は誰が決めますか？
- 学校運営協議会委員の身分はどうなりますか？



## A15

対象学校ごとに10人以内（2以上の学校について1の学校運営協議会を置く場合は、対象学校1校につき10人以内）で組織します。校長による推薦等の意見を聴取し、日立市教育委員会が任命します。委員の身分は、特別職の地方公務員です。

(委員の数等)

第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)の数は、対象学校ごとに10人以内(2以上の学校について1の学校運営協議会を置く場合は、対象学校1校につき10人以内)とする。

2 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、再任されることができるのは、3回までとする。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由を示した上で、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 当該委員が次条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任すべき事由があると認められるとき。

附 則

(経過措置)

2 令和3年度に限り、第6条第1項の規定にかかわらず、協議会の委員の数は、対象学校ごとに20人以内とする。

日立市では、学校運営協議会における協議を深まりのあるものにするため、比較的少人数の構成の10人以内として定めています。具体的には、委員の人数を、地域住民2人、保護者2人、対象学校の運営に資する活動を行う者1人、対象学校の校長1人、対象学校の教職員1人、学識経験者1人、関係行政機関等の職員2人程度と想定し、合計10人以内としています。

ここで、「対象学校の運営に資する活動を行う者」としては、社会教育法第9条の7第1項に規定されている「地域学校協働活動推進員」が例示されているほか、「年間を通じて学校と地域の共同実施や、朝学習の指導を積極的に行う自治会やPTA等の団体の代表」、「学校の授業における学習支援やキャリア教育を積極的に行うNPOの代表」等が想定されます。

Q16

学校運営協議会委員の任期は、どのくらいですか？

A16

委員は、教育の当事者として積極的に対象学校の教育に関わることが必要であり、学校運営協議会は、活性化した組織であることが求められます。試行設置においても、年度ごとに相当数の委員が入れ替わっています。これらのことを踏まえ、日立市学校運営協議会規則第6条第2項で、委員の任期を任命の日から当該任命の日の属する年度の末日まで(任命された日から3月31日までの約1年)としています。

また、保護者や地域住民の代表として継続的に活動している委員には、一定の期間継続して力を発揮してもらいたいと考え、再任を妨げないこととしています。

ただし、教職員、保護者、関係行政機関の職員は、人事異動や子の卒業などにより一定の年数で入れ替わるため、委員の経験年数に大きな開きが出ないように再任の回数を定めることとし、様々な公職の任期等を勘案し、通算の任期を最長で4年としています。

#### Q17

学校運営協議会委員に、守秘義務はありますか？

#### A17

学校運営協議会委員に守秘義務があります。学校運営協議会委員を退いた後も同様です。

(委員の服務原則)

第7条 委員は、委員としての地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷つけ、又は協議会若しくは対象学校の運営に著しく支障を来すような行為をしてはならない。  
2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

#### Q18

学校運営協議会には、どのような役員がいますか？

その役員は、どのように決めますか？

#### A18

学校運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出します。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員の互選により会長を定めることから、校長が会長を務めることも可能です。しかし、学校運営協議会が、日立市学校運営協議会規則第3条の「学校運営に関する基本的な方針の承認」を行うことから、会長は校長以外の委員から選出されることが望ましいと考えられます。

#### Q19

学校運営協議会は、いつ開催されますか？

#### A19

学期ごとに1回以上学校運営協議会を開催します。

なお、「令和3～6年度学校運営協議会制度推進事業に係る実践報告」に、各校が実践した内容等が記載されていますので、参考にしてください。

(会議)

- 第9条 協議会の会議は、学期ごとに1回以上会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、あらかじめ会議の場所、日時及び会議に付議する事案を各委員に通知する。  
ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

会議の招集は、会長が不在のときは副会長が行い、副会長も不在のときは学校運営協議会の庶務を処理する対象学校の校長が、各委員に出席を依頼することとなります。

Q20

学校運営に関する評価は、どのように行いますか？

A20

学校運営協議会は年度ごとに1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行います。

(学校運営に関する評価)

第10条 協議会は、年度ごとに1回以上、対象学校の運営状況等について、評価を行う。

【運用】

日立市では「日立市学校評価実施要綱」を定め、自己評価を実施する学校評価委員会、学校関係者評価を実施する学校関係者評価委員会等が組織されています。当該要綱では、学校関係者評価を行う評価者として学校評議員等を積極的に活用することとされていますが、日立市学校運営協議会規則附則第3項により、学校運営協議会を置く学校には学校評議員を置かないこととなりますので、学校運営協議会が学校関係者評価委員会の役割を担うこととなります。

Q21

学校運営協議会に関する研修は、どのように行いますか？

A21

教育委員会は、学校運営協議会委員が学校運営協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得ることができるよう必要な研修等を行います。

(研修等)

第11条 教育委員会は、委員が協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得ることができるよう必要な研修等を行う。

学校運営協議会は教育委員会が設置するものであり、教育委員会が責任をもって学校運営協議会や学校へ助言・支援を行っていくことが不可欠です。具体的には、マネジメ

ント力向上に向けた管理職層への研修の充実や、学校運営協議会委員や教職員向けの研修会の実施、好事例の発信等を行うことが考えられます。

## Q22

学校運営協議会の適正な運営を確保するために、どのような措置が講じられますか？

## A22

教育委員会は、学校運営協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行います。また、教育委員会及び対象学校の校長は、学校運営協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めます。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努める。

子どもたちが抱えている課題等の実態や、育てたい子ども像や実現したい目標・ビジョンなどの情報を協議会に提供するなど、教育委員会及び対象学校の校長が、協議会の適切な合意形成に必要な情報提供に努めることが必要です。

## Q23

学校運営協議会の庶務は、どのように処理しますか？

## A23

学校運営協議会の庶務は、対象学校において処理します。2以上の学校について1の協議会を置く場合には、当該学校間の協議により決定した学校が処理します。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、対象学校（2以上の学校について1の協議会を置く場合にあっては、当該学校間の協議により決定した学校）において処理する。

なお、「庶務」とは、会議日程の調整、学校運営協議会に係る資料の作成、議事録の作成と管理、学校運営協議会の協議結果に関する情報の広報事務等をいいます。

## Q24

学校運営協議会委員の報酬は、支出されますか？

学校運営協議会の負担金は、支出されますか？

## A24

学校運営協議会委員には、年額10,000円の報酬が支出されます。

学校運営協議会負担金については、1つの学校運営協議会当たり50,000円以内です。

## 日立市の学校評議員、学校運営協議会委員の概要

年度	～平成30・令和元年度	令和元・2年度	令和3年度～
委員等	学校評議員	試行設置による学校運営協議会委員	法律に基づいた学校運営協議会委員
定員	6人以内	1学校運営協議会当たり20人以内 (3つの学校について1つの学校運営協議会を置く場合を想定)	1校当たり10人以内 (令和4年度～) ※令和3年度は経過措置として20人以内
報酬等	無し	1回当たり1,000円	年額10,000円
任期	1年(再任を妨げない)	試行設置が終了するまで	1年(再任は3回まで)
負担金等	1人当たり年間1回分の給食試食代	1学校運営協議会当たり年額50,000円	1学校運営協議会当たり年額50,000円

### Q25

請求可能な学校運営協議会負担金の上限は、いくらですか？

### A25

50,000円から前年度繰越額を引いた額を上限にし負担金を請求することが可能です。

### Q26

学校運営協議会委員の報酬の詳細は、どのように決められていますか？

### A26

教職員及び市職員(公務で委嘱されていない者も含む)を除く委員について、年額10,000円の報酬が支出されます。ただし、任命の日、退任・解任の日により月割り計算となります。

支払いについては、任期終了後一括払いとなります。口座振込のため、報酬支払い対象委員から提出された口座振込届を集約の上、市教育委員会事務担当に提出してください。なお、再任の委員についても、年度ごとに口座振込届の提出が必要です。

### Q27

報酬辞退の申し出があった場合は、どのように対応しますか？

### A27

報酬辞退の申し出があった場合は、辞退届を徴取してください。